

# 解体前に知っておいてほしい アスベストの話

The Essencial Information of Asbestos



## Notice

# アスベスト事前調査の 自治体への報告が義務化されました。



建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、アスベスト事前調査が必須となります。2022年4月の大気汚染防止法改正により、解体工事会社はアスベスト(石綿)含有の有無に関わらず調査結果を都道府県等に報告する義務があります。

### Rule 01

#### 対象 $80\text{m}^2$ or 100万円以上

解体工事対象物件の床面積の合計が $80\text{ m}^2$ (約24坪)以上、もしくは請負金額の合計が100万円以上のいずれかに該当する場合は、すべて事前調査の自治体への報告義務が課せられます。

### Rule 02

#### 調査資料の 3年間保管

アスベスト含有の事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

### Rule 03

#### 有資格者による調査

- ①一般建築物石綿含有建材調査者
  - ②特定建築物石綿含有建材調査者
  - ③一戸建て等石綿含有建材調査者
- ※2022年10月から施行。③は戸建てや共同住宅の内部のみ実施可能。義務付け適用前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、同等以上の能力を有する者として認められる。

### Rule 04

#### 作業計画書の作成

- ✓ 特定工事の発注者の氏名及び住所
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ✓ 対象特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)
- ✓ 配置図及び付近の状況
- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程概要
- ✓ 特定工事施工者の現場責任者氏名・連絡場所
- ✓ 下請負者の現場責任者氏名・連絡場所

## 罰則

### 3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

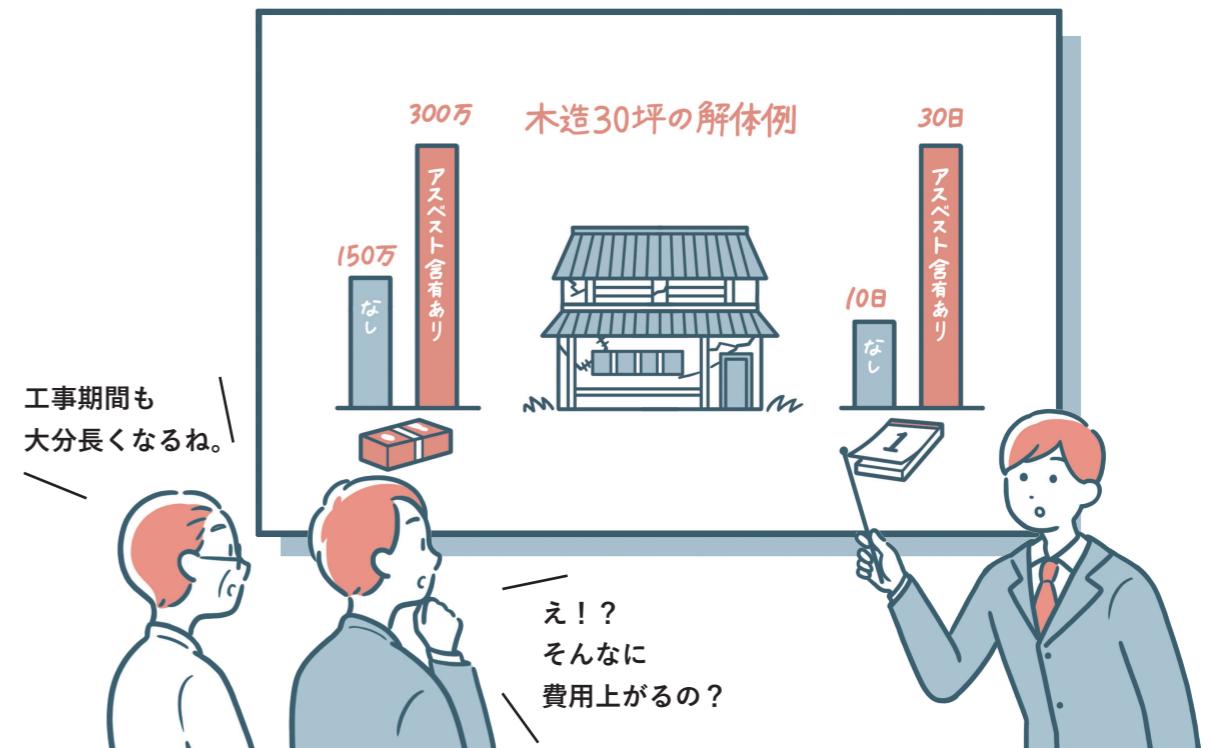
吹付け石綿及び石綿含有耐火被覆材等の作業において正しい方法で作業が実施されていない場合は、3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されます。

## Influence

# アスベスト含有があった場合、適正除去のため工事費用が増額に!?



アスベスト事前調査によって、建材にアスベスト含有が認められた場合、健康被害が及ぼないよう適切な除去が厳格に義務付けられているため、解体工事費用が変動します。



### 01

#### アスベスト調査結果 報告書を確認します



### 02

#### 解体工事費用が増額 になる場合があります

解体する建物にアスベストが含まれていると、アスベストの適正撤去のために解体費用が下は30万円~40万円、上は場合によっては100万円以上増額になるケースも。不動産売却益に大きな影響を及ぼしますので注意が必要です。

### 03

#### 全体の工期が大幅に 伸びる場合があります

アスベスト事前調査は、現場での目視に加え、建材を採取して検体分析調査を行います。調査結果が分かるまで2週間程度を要するのと、調査後アスベスト含有が認められると、解体工事の工期が大幅に変動するので注意が必要です。

# これも、あれも、アスベスト!?

## Types of Building Materials



### ① 窯業系サイディング

使用期間は1960年～2004年頃。建物の外壁に使用されていた窯業系サイディングにもアスベストが含まれていた。



### ② 配管保温材

配管のエルボー部分に使用される保温材にも断熱性の高いアスベストが利用されてい



### ③ 住宅化粧スレート

使用期間は1961年～2004年頃。軽量で防水性も高いアスベスト含有の化粧スレートが屋根材に利用されるようになる。



### ④ 外壁等仕上塗材

使用期間は1970年～2005年頃。セメントリシンやスタッコ、吹付けタイルなど外壁やブロック塀の塗装材にも含まれていた。



### ⑤ 和室の聚楽(砂壁)

一家に一間はあった和室のザラザラとした砂壁にも吸音や耐火を目的としてアスベストが使わ

## こんなところにも使われている!? 身近なところにあるアスベスト含有建材

アスベストが使用されている建物というと古いビルや工場をイメージする人が多いと思われますが、その性能を活かし、一般の住宅にもアスベストが使われている場合があります。例えば、ベランダの仕切り板、トイレのビニル床やビニルタイル、屋根や外壁のスレート、キッチンのコンロまわりの金属板の下地材などが、その可能性が高い場所です。

これまで、規制対象の建材がアスベストが飛散しやすいものに限られていたため、比較的大規模な建物の解体や補修に届出が必要でしたが、新たな制度では一般住宅に使用されている建材にも規制が広がる予定です。住宅の建て替えやリフォームを計画している人は、今後は工事の発注者として、アスベストの飛散防止への配慮が求められます。

### ⑥ ビニル床タイル

キッチン等に使用されることの多い建材で、アスベスト含有の可能性が高い建材です。接着剤に使用されていたケースも。



### ⑦ フロアシート

1990年頃までキッチン、トイレ、廊下等に使用されていることが多く、絵柄のついたものや木目調のシートなどがあります。



### ⑧ ガasket・パッキン

配管やダクトのつなぎに使用されるガasket・パッキンといった固定用シール材にもアスベストが使われていた。



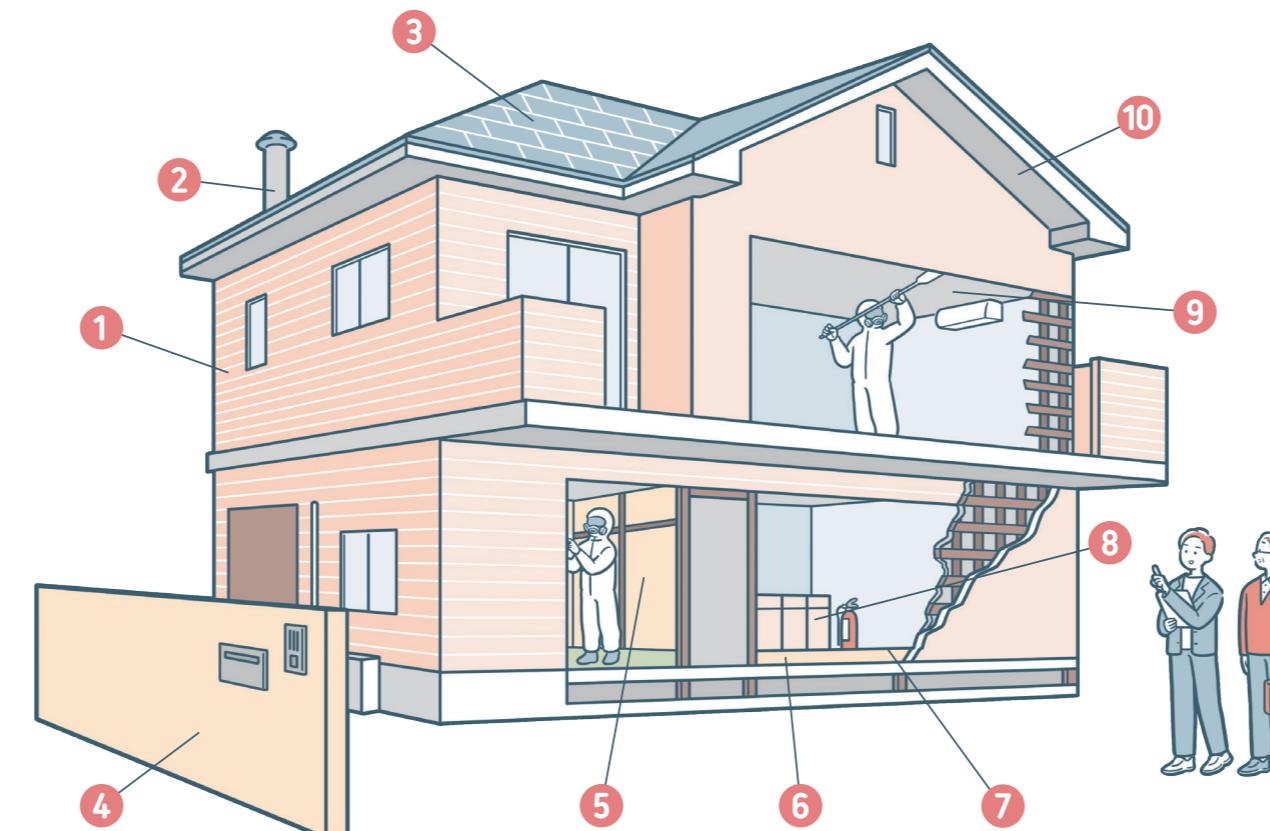
### ⑨ 石膏ボード

使用期間は1970年～1986年頃。内装の壁や天井に使用される石膏ボードやその化粧紙にもアスベストが含まれていた。



### ⑩ けい酸カルシウム板

2004年頃まで軒天や外壁、耐火間仕切りなどに使われていたけい酸カルシウム板第1種やスレートボードにもアスベストが使われていた。





## Health Hazard アスベストの健康リスク

ちゃんとした対策を講じずにアスベスト含有の建物を解体すると、重大な健康被害を及ぼす恐れがあるので細心の注意が必要です。

### さまざまなアスベスト（石綿）の種類



クロシドライト（青石綿）



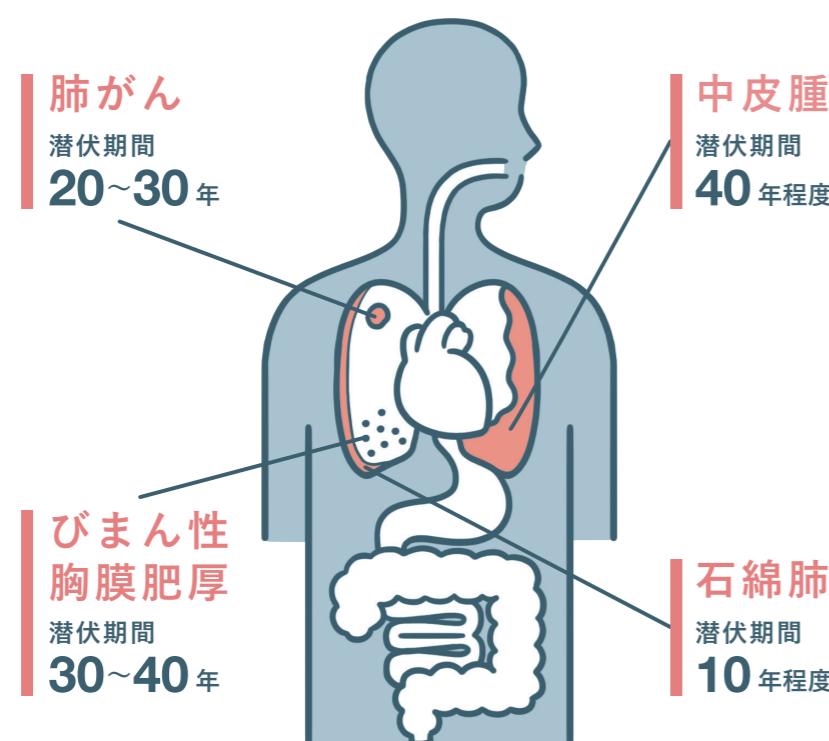
アモサイト（茶石綿）



クリソタイル（白石綿）

※提供：一般社団法人 JATI 協会

アスベストは、耐火性や保温性に優れた纖維状の鉱物で「石綿」とも呼ばれ、“高度経済成長期”には建材として盛んに使用されていました。しかし、大気中に飛散したアスベストが人体への健康被害を及ぼすことが報告され 2006 年以降、日本国内では全面使用禁止となったものの、まだ問題は解決したわけではありません。当時建てられた建物が寿命を迎えようとしている今、解体の際の飛散防止対策が新たな課題となっています。



## Mention & Request



### 所有者さまへのお知らせとお願い

01

#### アスベスト調査にかかる費用は所有者さまのご負担となります。

事前調査に係る費用については解体工事の着工・未着工に関わらず、所有者さまのご負担となります。現地調査を行い、必要に応じて1次見積りにアスベスト調査費用が追加されますので予めご了承願います。

02

#### 調査を円滑に行うために設計図書の提供にご協力ください。

アスベスト事前調査を円滑に行うために、設計図書をご提供いただくと、使用建材のアスベスト含有の確認がスムーズになります。結果として調査費用のご負担軽減に繋がりますので設計図書のご提供にご協力ください。

03

#### アスベストが含有する場合は工期と費用に変更が生じます。

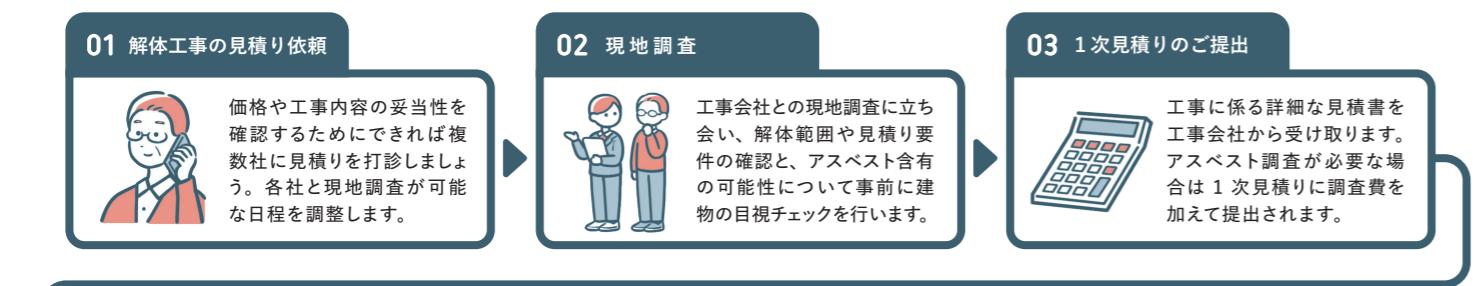
解体する建物にアスベストが含まれていた場合に、アスベスト除去の際に発生する粉塵の飛散防止のため、特殊工程が加わります。解体工期が延長し追加費用が発生しますので予めご了承ください。

04

#### アスベスト調査や除去に関する補助金の助成があります。

地方自治体によっては事前調査やアスベスト対策に関する助成事業を行っているケースもあります。当社にて該当の有無をお調べすることも可能ですので、お気軽にご相談ください。

# アスベスト事前調査の流れ



04 アスベスト調査実施

## How to Check Asbestos

### FIRST SCREENING 第一スクリーニング

設計図書はある？

Yes

No

建材データベースで照合

解体現場を目視チェック

明らかに含有あり

なし含有判定

建材サンプル採取

建材裏面調査

検体分析

建材データベースで照合

### SECOND SCREENING 第二スクリーニング

アスベスト調査報告

### Sample Collection 建材サンプル採取



調査のためのサンプルの採取では、建物の建材を削り取ります。そのため 10 cm程度の穴が開いたり、削られた痕が複数箇所残りますので予めご了承ください。

### Specimen Test 建材検体分析



分析費用は検体数・結果報告までの日数によって異なります。急ぐ場合は料金が高くなる傾向にあります。

費用：1採取箇所あたり 3~5 万円

05 二次見積りのご提出

06 工事請負契約の締結

07 各種届出

08 着工

### Notifications 各種届出について

解体工事請負会社は、着工のおおよそ7日前までに右の届け出を済ませておく必要があります。申請準備など含めてお時間を要する場合がございますので予めご了承ください。

- 建設リサイクル法の届出
- 特定建設作業実施届
- 石綿事前調査結果報告
- 道路使用許可申請

### Customer Support お問合せ・ご相談窓口

株式会社クラッソーネ

〒450-0002 愛知県名古屋市中区栄 2-11-30 セントラルビル 5F

Tel : 0120-403-498

Mail : bizdev@crassone.jp